

四 新旧对照条文

一	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第一条関係）	【平成19年1月1日施行】	1
二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第二条関係）	【平成19年4月1日施行】	5
三	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第三条関係）	【平成20年4月1日施行】	62
四	医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（第四条関係）	【平成19年4月1日施行】	63
五	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（第五条関係）	【平成19年4月1日施行】	67
六	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（第六条関係）	【平成19年4月1日施行】	71
七	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（第七条関係）	【平成20年4月1日施行】	74
八	薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）（第八条関係）	【平成19年4月1日（一部平成20年4月1日）施行】	78
九	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）（第九条関係）	【平成20年4月1日（一部平成19年4月1日）施行】	87
十	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第十条関係）	【平成19年4月1日施行】	95

十一 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（第十一条関係）【平成20年4月1日施行】……………112

十二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第十七条関係）……………

【平成19年4月1日（一部平成19年1月1日）施行】……………114

十三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十八条関係）……………

【平成19年4月1日（一部平成20年4月1日）施行】……………115

十四 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（附則第十九条関係）【平成19年4月1日施行】……………118

十五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（附則第二十条関係）【平成19年4月1日施行】……………119

十六 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）（附則第二十一条関係）……………

【平成19年4月1日施行】……………122

十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（附則第二十二条関係）……………

【平成19年4月1日施行】……………123

十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（附則第二十三条関係）【平成19年4月1日施行】……………128

十九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二十四条関係）【平成19年4月1日施行】……………129

二十 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（附則第二十五条関係）……………

【平成19年4月1日施行】……………131

二十一	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第二十六条関係）	【平成19年4月1日施行】	133
二十二	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）	（附則第二十七条関係）	【平成19年4月1日施行】
二十三	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）	（附則第二十八条関係）	【平成19年4月1日施行】
二十四	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）	（附則第二十九条関係）	【平成19年4月1日施行】
二十五	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）	（附則第三十条関係）	【平成20年4月1日施行】